

総合問題

(180分)

2020年3月12日

注意事項

- 1 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
- 2 この問題冊子は14ページあります。2ページ目と3ページ目は白紙です。
試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁および解答用紙の汚れ等に気づいた場合には、手を挙げて監督者に知らせなさい。
- 3 解答用紙は5枚です。解答はすべて解答用紙の所定の場所に記入しなさい。
- 4 受験番号は、すべての解答用紙の所定の欄(上下2か所)に、必ず記入しなさい。
- 5 配付した解答用紙は、試験終了後に回収します。
- 6 解答用紙とは別に、下書用紙(両面印刷)が1枚あります。必要に応じて自由に使用しなさい。
- 7 試験終了後、問題冊子、下書用紙は持ち帰りなさい。



第1問

次の文章は、日本で暮らす外国人が置かれた状況などについて情報を発信し続けている望月優大が書いた『ふたつの日本——「移民国家」の建前と現実』の最終章の一部です。文章をよく読んで、あとの問いに答えなさい。

日本で暮らす外国人は増えている。人口の2%といえば、先んじる欧米などの移民国家に比べてまだまだ少ないが、確実にその数も、割合も増え続けている。そして、政府が急いで「特定技能」の在留資格新設へと走ったことからわかるように、今後もしばらくその趨勢は変わらないだろう。「日本人」は減っていく。そして「外国人」は増えていくのだ。自然にそうなったのではない。「日本人」がそうする道を選んだのである。

同じ日本に暮らしていても、国籍によって、在留資格によって、この国で通過する経験は大きく異なる。同じ国境の内側でも、見えないいくつもの層が、この国で暮らす人々を区別し、分割している。何年滞在できるか、働くことができるか、働き先を変えることができるか、家族と共に暮らすことができるか、一人ひとりが違う。同じ「外国人」でもその境遇は大きく異なる。

そして、まったく同じ文脈において、日本で日本国籍を持って生まれた自分のような人間は、この国で享受可能な権利と自由を完全に具えているとも言える。期限なく日本に滞在できるし、働くこともできる。転職は自由だし、家族と共に暮らすこともできる。社会保障も完備しているし、選挙に出ることも、投票することもできる。日本で「日本人」であるということは、そうした最大限の権利を持っているということを意味する。勤め先から解雇されて国を出るよう促されることもないし、退去強制の憂き目に遭って突然収容されることもない。

雇用における正規雇用と非正規雇用という区別があるが、これは一般的に労働契約における期限の有無の違いを指すものだ。正規社員は無期雇用で、非正規社員は有期雇用。雇用における非正規化の流れは、有期の契約で働く人が増えているということを意味する。有期契約で働くということは、現在の契約が終わる際に同じ条件で更新できるかどうか定かではないということだ。雇用の非正規化が進めば進

むほど、いつ仕事を失うか自分でコントロールできない人々が増えていく。

雇用契約におけるこうした正規と非正規の格差はすでに見慣れたものだが、国家が付与する在留資格における格差を理解する上でも参考になるものだ。なぜなら二つはとてもよく似ているからだ。日本国籍や永住権を持っている人々は、その在留期間に上限がなく、企業における正規社員に似ている。ただし、国籍に比べて永住権は不安定で、在留資格の取り消し事由に該当すれば取り消されてしまうこともある。

「永住者」以外のほとんどすべての在留資格は1年や3年などの期間を定めている。また、「技能実習」における5年間のように、日本にいられる上限の期間が定められているものもある。こうした有期の在留資格を持つ外国人に対して日本という国家^(a)が取り結ぶ関係は、非正規社員に対して企業が取り結ぶ関係に似ている。今ある有期の関係性が終わったら、その関係性をどうするかは国家や企業の方が決められる。自由や裁量は、一人ひとりの人間にではなく、雇う側、統治する側に留保されているのだ。

平成という時代は、外国人が増え、外国人労働者が増え、そして非正規雇用で働く日本人労働者が増えた時代だった。偶然だろうか。私にはそれらの変化が同じ動きの異なる現れとして見える。それは、集団が引き続き個人の力を利用しながら、同時に個人の生の安定を保障するための負担からは自らを解き放とうとする運動である。

集団は個人を取り替え可能にすることで個人から撤退しようとする。そして、それによって個々人の人生に降りかかる「面倒ごと」から自らを解放するのだ。「自分の面倒は自分で見よ」——再び力を得たのはこの古くて新しい規範だったわけである。

社会学者のジグムント・バウマン(注1)は、かつて「大いなる撤退」の時代の到来について語った。それはフレキシビリティ(弾力性)^(b)の時代であり、ダウンサイジング(人員削減)の時代であり、アウトソーシング(外部委託)の時代である。

大いなる撤退の中で、一人ひとりの個人は「恒常的な不安定性」の中に置かれる。未来を予測することは困難になり、長期的な計画に基づいて現在の行動を決定することができなくなる。国家や企業にとっての人間は、全人格的な存在であるよりも、むしろ何らかの材料に近いものへと徐々に変質していく。

ここでひとまず「撤退」と訳されている元の言葉は「disengagement」である。それは、関与を打ち切ること、契約を解除すること、ある種のくびきから自由になることを意味するような言葉だ。そして、「誰が」撤退するのかといえば、国家や企業が撤退するのである。さらに、「何から」撤退するのかといえば、一人ひとりの人間から撤退するのだ。

私は、「大いなる撤退」の時代が、不安定な外国人労働者、不安定な移民たちの時代でもあるのだと考えている。日本においてもそれは例外ではなく、元からいた日本人たちへの関与が少しずつ打ち切られるだけでなく、そもそもからして深く関わつものない「外」の人々をどんどん輸入することによつても、この「撤退」は現実化されてきた。

〔中略〕

社会学者のロベール・カステル(注2)は『社会喪失の時代』の中でこう言っている——「個人は運良く最低限の支えを手にした場合にのみ、ある程度独立した状態で自らの生活を送ることができる」。

ある「人間」が、ある「社会」の中で生きていく。一人ひとりに「権利」がある、「人権」があるという建前だけでは、その権利が現実の中に姿を現すことはない。何らかの社会的な「支え」があつてはじめて「権利」という約束が現実が変わるのである。

こうした「支え」は誰が与えるのか？第二次大戦後の先進国が世界共通に到達した答えは、その主要な担い手が「国家」であるということであり、その具体的な表現として教育、社会保障、労働法制などのさまざまなシステムが整備されてきた。つまり、社会国家や福祉国家などと呼ばれる「体制」が構築され、それが丸裸の個人に対して「最低限の支え」を与えてきたのだ。

だが、「大いなる撤退」の時代においては、この社会的な支えを与える責任から国家が自らを解放しようとしている。日本語が不自由で高校から中退する子どもたち、具合が悪くても病院に行くこと自体を恐れる外国人たち、彼らのような周縁化(c)された存在は、最低限の支えすら喪失した状況を生きる人々がこの同じ社会(c)の中にいることを証し立あかてている。「撤退の時代」とは「周縁化の時代」でもあるのだ。

最低賃金未満で働かされる技能実習生，法律が認める上限の 28 時間以上働かなければ生活できない留学生，日本で 30 年近く暮らしてもいまだに日本語で不自由している日系人，こうした人々を最底辺の労働者として導入し続けてきたこの国の「移民政策」とは，一体何だったのだろうか。

私が強調し続けてきたのは，どんな定義を採用するのであれ，この国にはすでに数多くの「移民」がいるということであり，そしてこの国がその「現実」を直視せずここまでやってきたということだった。「移民」という現実の否認は，この社会に生きる人々をまったく異質な二つの経験へと分割し，だが同時にさまざまな労働とその生産物を通じて両者を分かち難く結びつけてもいる。

この二つの経験とは，「安定した生」の経験と「不安定な生」の経験である。これら二つの経験は両極であり，その間をさまざまなグラデーションが横切って存在している。

「安定した生」の極致にあるのが，日本国籍を持った高収入の正規社員の生だ。そして，「不安定な生」の極致にあるのが，在留資格すら持たない非正規滞在者の生である。それは，過酷な技能実習先から逃げ出した者たちの生であり，退去強制を命じられたものの帰国することができずに収容されている者たちの生であり，仮放免で実質的な自由をほとんど奪われながら暮らしている者たちの生である。

この同じ国の中にはたくさんの層が存在する。そして，この多重的で複雑な層を作り出してきたものこそ，日本による括弧付きの「移民政策」だったのではないだろうか。

1990 年に日系人の受け入れ拡大が始まった。1993 年には技能実習制度が創設され，その後順次対象となる職種を増やし，在留可能な期間を延長してきた。1990 年前後の転換以降，かつて 100 万人にも満たなかった在留外国人は，まもなく 300 万人へと到達する勢いだ。

だが，2018 年の入管法改正^(注 3)。ついに低賃金，非熟練分野における「フロントドア」を開くかに見えた新たな法改正の過程においても，この国は「移民政策」という言葉すら認めることができなかった。「大いなる撤退」の流れはそのままであるように感じられた。

社会が関与せず，関心を持たず，足場を与えずに放置し，その生から撤退する対

象としての大間をどんどん輸入していく——こうした移民政策から、移民を同じ人間として受け入れ、それぞれに必要な支えを提供し、誰もができるだけ「安定した生」を生きられるように努める移民政策へと転換することができるか。安価でフレキシブルな労働力という幻想を捨て、一人ひとりが経験する当たり前の現実へと目を向けることができるか。

「移民」を否認する国は、「人間」を否認する国である。人間を否認する国とは、社会の中でしか生きられない私たちから社会的な支えを剥奪する国である。社会統合^(d)の対象は外国人だけではない。この国に生きるすべての人々が対象だ。

今、目の前にふたつの道がある——撤退ではなく関与の方へ、周縁化ではなく包摂の方へ、そして排除ではなく連帯の方へ。これは「彼ら」の話ではない。これは「私たち」の問題である。

出典：望月優大『ふたつの日本——「移民国家」の建前と現実』（講談社現代新書，2019年）より抜粋。必要に応じて表現などを変えてある。

(注1) ジグムント・バウマン(Zygmunt Bauman, 1925-2017)は、ポーランド出身の社会学者。「液状化」をキーワードに現代社会を解き明かしたことで知られる。

(注2) ロベール・カステル(Robert Castel, 1933-2013)は、フランスの社会学者。現代の資本主義社会における労働者の立場を、「不安定性」という概念で説明した。

(注3) 2018年12月8日に、国会で「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、2019年4月1日から施行されたことを指す。これにより外国人の在留資格として、本文でも触れられている「特定技能」1号ならびに2号が新設された。今回の法改正について政府は、これは「移民政策」の導入を意味するものではない、と説明していた。

問 1 下線部(a)について筆者は、有期の在留資格を持つ外国人と非正規雇用の社員がどのような点で「似ている」と考えているか。100字以内で説明しなさい。

問 2 下線部(b)の「大いなる撤退」とは、現代の日本社会のどのような現象を指すか。筆者の見方を本文にそくして150字以内で説明しなさい。

問 3 下線部(c)の「周縁化」は、日本で技能実習生や日系人労働者として働く外国人の場合、どのようなことを意味するか。本文にそくして50字以内で説明しなさい。

問 4 下線部(d)について、この一節からどのような社会が、あるべき社会として読み取られるか。また、あなたはそれをどう考えるか。筆者の主張をまとめたうえで、それに対するあなたの考えを述べる文章を、400字以内で書きなさい。

第2問

次の文章は、現代の日本社会における貧困・格差問題について論じた、阿部彩の「女性の貧困はなぜ問題にされないのか」の全文です。文章をよく読んで、あとの問いに答えなさい。

2017年夏に厚生労働省から最新の相対的貧困率(以下、「貧困率」)が発表された。2016年に実施された「国民生活基礎調査」から算出されたもので、貧困率は調査年の前年の2015年の所得を用いたものとなる。これによると、国民全体の貧困率は15.6%、子ども(17歳以下)の貧困率は13.9%であり、前回(2013年実施。所得年は2012年)の16.1%(国民全体)と16.3%(子ども)に比べると、国民全体では0.5ポイント、子どもでは2.4ポイントの減少となった。政府の統計はここまでである。

「ジェンダー」の観点から言えば、男女別の貧困率の動向が知りたいところである。そこで、厚生労働省から元データを借りて、男女別、年齢層別の貧困率を推計し直してみた。すると、とんでもない事実が明らかになってきた。

先述したように、2012年から2015年にかけて、国民全体の貧困率は減少している。これは、男女別に推計しても同じであり、勤労世代(20~64歳)をみると、男性の貧困率は13.6%から12.6%へ、女性の貧困率は15.0%から14.3%に減少した。しかし、その減少幅は女性の方が小さい。この年齢層においては、そもそも、男性に比べて、女性の貧困率が高くなっているが、この3年間において、男性は1.0ポイントの減少をみたのに対し、女性は0.7ポイントの減少しかみせておらず、男女差は1.4ポイントから1.7ポイントに上昇した。すなわち、貧困率の男女格差は拡大したのである。長期的にみても、勤労世代の貧困率の男女格差は、1985年の1.9ポイント差から、2000年代後半に0.9ポイント差まで減少したものの、再度、1.7ポイント差まで上昇しており、30年という月日が流れた現在においても、貧困の男女格差は縮小の方向に向かっていない。

ちなみに、高齢者(65歳以上)の貧困率の男女格差は、勤労世代に増して大きい。これも、さらに拡大方向にあり、1985年の3.6ポイントから2015年の6.1ポ

イントに増加している。ここで、相対的貧困率の定義をご存じでない読者の方々のために若干の説明を付け加えると、^(b)相対的貧困とはその社会・その時代において社会生活ができない状況を指す。例えば、「食」ひとつをとっても、飢え死にしないというだけであれば、ごみ箱から腐りかけの食料を^{あま}漁れば肉体的には生きることは可能であるが、現代日本においては、そのような状況で、就職したり、結婚したり、人と交流したりすることはできない。子どもであれば、ランドセルを背負って小学校に行き、体操着や上履きを揃え……といった生活をするのが日本における「当たり前」であり、憲法でも義務教育は保障されている。しかし、その生活を送るためには、相当の費用が必要となってくる。それが^{まかな}賄えない状況が相対的貧困なのである。所得で言えば、それぞれの社会において最低限の社会生活を送るためには、社会全体のちょうど真ん中(中央値)のさらに半分の世帯所得が必要であると推計されており、相対的貧困率は所得がその値以下の人の割合である。具体的には、2015年においては、貧困基準は一人世帯で年間122万円であった。ちなみに、所得は世帯単位で考えるので、子どもや専業主婦など自身の所得がなくても、世帯の中の人の所得がそこそこにあれば貧困とはならない。

貧困率を男女別に推計すると、女性は常に男性よりも高い貧困率となっており、しかも、その格差は拡大方向にあることがわかる。しかしながら、これまでの政府の政策や、マスコミ等の報道において、「女性の貧困」が話題となることはあまりなかった。2008年の「年越し派遣村」(注1)が大きな社会問題として注目された時も、派遣村に現れたのはほとんど男性であったし、昨今注目されている子どもの貧困も、焦点は「子ども」であって、「母親」ではない。女性は国民の半数以上を占めるのに、その女性の貧困は社会問題としてほとんど認識されていないのである。

実は、一部の女性の貧困については社会的に注目されている。それが「貧困女子」という言葉で表される若い女性の貧困である。発端は、2011年の朝日新聞の報道である。朝日新聞は、「勤労世代(20~64歳)の単身で暮らす女性」の貧困率を引用し、これが当時の最新(2007年)値で32%であったことから、「3人に1人が貧困」と衝撃的に報じた。これを皮切りに、若い女性の貧困への関心が高まり、2014年にはNHKスペシャルでも『調査報告 女性たちの貧困〜“新たな連鎖”の衝撃〜』と題した番組が作られた。しかし、この時に喚起された「女性の貧困問題」

への関心は、「貧困女子」という言葉からもわかるように10歳代後半から20歳代という「若い女性」の貧困への関心に留まったのである。

「貧困女子」という言葉は、「女子高生」「女子大生」といった言葉と同様に、性的な^(c)関心を喚起しやすい。そのため、いたずらな興味本位で女性の貧困問題を論じたり、書籍を手にとったりする人がいることは否めない。しかし、筆者が特に懸念を感じたのは、真剣にこの問題を論じる人々の間でさえ、「若い女性」が貧困であることは、女性が子どもを産めなくなり、少子化の観点からよろしくないといったロジックで語られたことである。しかし、女性の貧困と少子化問題を結びつけることは、貧困問題の本質から見れば言語道断である。貧困というのは、先述のように、その社会において生活ができない状況を指すのである。ならば、貧困の当事者が将来子どもを産むかどうかに関わりなく問題であるはずである。そもそも、もともとの報道のきっかけであった「3人に1人が貧困」という数値は「20～64歳の一人暮らし(単身)の女性」の貧困率であり、当然ながら出産年齢を超えた女性も入っており、むしろ過半数である。また、65歳以上の一人暮らしの女性の貧困率は当時も今も約5割であり、若い女性の貧困よりずっと大きな問題である。しかし、中年・高齢の女性の貧困が社会的関心を集めることはほとんどないのである。「女性の貧困」ではなく「貧困女子」でないと、社会問題として認識されないという構造は、女性を一人の国民・人間として扱わず、「子どもを産む性」として扱っていることに他ならない。

貧困問題に限らず、女性の問題の多くが「子育て」に関する問題として捉えられていることも同様である。もちろん、ワークライフバランスの達成など、子育てに関する制度や政策が女性の働き方や経済状況に影響することは確かである。しかし、それが女性の抱えるさまざまな問題の解決策ではないはずである。なぜなら、女性の大多数にとって、子育て支援策は自身とは関係のない政策だからである。

そもそも、女性の中で現在進行形で子どもを育てている人は、何%くらいいるであろう？女性の生涯未婚率は14.1%（2015年国勢調査）であり、それに加え、子どもを産む前および子育てが終わった後の中年・高齢層を考えると、子育て中の女性は女性全体の中ではかなり少数である。これを、現在進行形で子育て中のみならず、かつて子どもを産んだ(育てた)経験のある女性まで含めても、この率は、勤労

世代の約6割に過ぎないのである。なのに、賃金格差や貧困率の男女格差があるのは、女性が子育て負担を多く担っているからというだけでは、説明がつかない。そこには、もっと奥深いジェンダー格差の要因があるはずである。すなわち、女性の貧困問題も^{しか}然り、他のジェンダー格差の問題においても、その解決策は子育て支援や子どもへの支援とは切り離して検討されるべきである。

社会的にまったく注目されていないものの、女性の貧困、特に中年期から高齢期にかけての女性の貧困は、今後、膨大な問題となってくることが目に見えている。なぜなら、高齢女性が人口に占める割合が今後ますます高くなるという母数の問題と、日本の社会保障制度や労働市場が、いまだに高齢女性の貧困を解消できておらず、勤労世代も高齢期も貧困率の男女格差が拡大しているという問題があるからである。また、高齢女性の家族構成も変化している。女性の生涯未婚率や離婚率が増加しており、結婚していても子どもがない夫婦も多くなっている。となると、今後は、特に経済状況が厳しい単身の高齢女性が増加するのは必至である。そもそも、子どもを持たなかった高齢女性も今後増加するであろう。すなわち、中年・高齢期の女性の唯一(最後)の防波堤であった夫や子ども(息子)がいない女性が増加することになる。

たとえ結婚したとしても、夫婦間で先立つのは夫が圧倒的に多く、また子どもと同居することも少なくなってきたので、女性の大半は将来「一人暮らし」となる。その一人暮らしの高齢女性の二人に一人が貧困なのである。なぜ、これが社会問題とならないのであろう。いつになったら、日本はこの問題^(d)を直視するようになるのだろうか。

出典：阿部彩「女性の貧困はなぜ問題にされないのか」(『世界思想』46号、2019年4月)。必要に応じて表現などを変えてある。

(注1) 「年越し派遣村」とは、リーマンショック以降の急激な景気悪化により発生した大量の失業者向けに、2008年末から2009年初頭にかけて、東京都・日比谷に開設された一時避難所のこと。

問 1 下線部(a)にある「男女別，年齢層別の貧困率」について，2012年から2015年にかけての勤労世代(20～64歳)における動向として，筆者が指摘している事実を4つ挙げ，それぞれ20字以内で書きなさい。

問 2 下線部(b)にある「相対的貧困率」の定義とはどのようなものか。本文にそくして80字以内で説明しなさい。

問 3 下線部(c)にある「貧困女子」という言葉が喚起する社会的関心のあり方について，筆者が懸念を感じているのはなぜか。本文の内容にそくして200字以内で説明しなさい。

問 4 下線部(d)について，筆者が特に注目すべきだと考えている社会問題とはどのようなものか，15字以内で指摘しなさい。

問 5 本文で述べられている「女性の貧困」をめぐる社会問題に対して，あなたならどのような対応のあり方を提案しますか。筆者の議論を踏まえたうえで，具体的な事例を示しつつ，400字以内でまとめなさい。